

第4期

高浜市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画の 概要をお知らせします

問合せ先 いきいき広場内介護保険グループ

☎52-9871

4月からの今後3年間、市が
目指す介護保険を含めた、介護
保険事業計画・高齢者保健福祉
計画を策定しましたので、その
概要をお知らせします。
なお、この計画は、3年ごと
に見直し、保険料も3年間の保
険料を定めるものです。

1 総論

この計画は、介護保険審議会
の検討や中間報告で行った市民
からの意見公募（パブリックコ
ンサルテーション）

第2期・第3期の介護保険サ
ービス、介護予防等サービス、
福祉サービスの利用状況を示
ています。
高浜市の高齢化率は、平成20
年10月1日現在 16.60%、3年
後（平成23年10月1日現在）
と推計され、現在より、0.45
ポイントの上昇を見込んでい
ます。

3 3か年計画

今後3年間の取り組みを示
しています。

ア、介護保険対象サービスなど

イ、利用者本位の制度の確立
介護保険制度は、これまでの
行政の措置とは異なり、サービ
スの担い手と受け手が対等の立
場になりました。

本人がサービスを選択し、契

約し、利用する形式となつたこ
とから、このような利用を支援
する必要があります。そこで、
平成18年度より「地域包括支援
センター」を設置し、相談事業、
介護予防マネジメントなどの充
実を図るとともに、地域やサー
ビス事業所などとの連携の強化
に努めます。

ビスについて、すべてのサー
ビスについて、引き続き国基準以上
の水準の担保を目指していきます。

また、高齢者の権利を擁護す
るシステムとして、「虐待防止

高浜市第4期介護保険料負担額（月額）

| 所得段階 | 対象者 | |
|------|---|---------------------|
| 第1段階 | 生活保護または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方 | 基準額の0.5倍 2,200円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方 | 基準額の0.5倍 2,200円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当されない方 | 基準額の0.75倍 3,300円 |
| 第4段階 | 世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方 | 基準額の0.85倍 3,740円 |
| 第5段階 | 世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超の方 | 基準額 4,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額の1.15倍 5,060円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額の1.25倍 5,500円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の方 | 基準額の1.5倍 6,600円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の方 | 基準額の1.75倍 7,700円 |

※保険料は、本人や家族の前年中の所得状況に基いた「所得段階」に応じて、個人ごとに決定します。

メント）を経て決定したものので、介護保険法などの関係法令に基づき、今後3年間における高浜市高齢者保健福祉の基本的方針を示しています。

基本理念は「みんなで作り、支える納得と安心」とし、市民全体で高齢社会を支えていく方向を定めています。

さらに、地域支援事業として、介護予防特定高齢者施策、介護予防一般高齢者施策、包括的支援事業を行います。

高浜市の第1号被保険者に係る、平成21年度から平成23年度までの介護保険料基準額（月額）は、介護サービス利用量の伸びなどを見込み、4,400円とします。

個々の被保険者の方にご負担いただき額は、所得などに応じ、表のとおりとします。

また、高浜市の「第三者評価」の内容を充実して引き継ぎ実施します。

ウ、介護サービスの質的向上
介護サービスの質を維持するため、介護スタッフの現任研修を行います。

ネットワークの推進」や、成年後見制度の利用支援、介護相談員の派遣、苦情処理体制の整備を行います。

エ、認知症高齢者をはじめとした地域密着型ケアの推進

認知症の方やその家族を暖かく見守り、支援する方「認知症

サポート」を一人でも多く増やすとともに、認知症になつて

おおよび「介護サービス情報の公表制度」により、介護サービスの質の担保と利用者の事業所選択の情報提供を図ります。